

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
化学薬品及び有害物質危害予防規程

平成16年4月19日
規程第109号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における化学薬品及び有害物質(以下「化学薬品等」という。)の取扱に関して必要な事項を定めることにより、健康障害と災害の発生を防止し、もって機構内及び周辺地域の環境の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)化学薬品等とは、次の掲げるものをいう。

- イ 労働安全衛生法施行令別表3に掲げる特定化学物質及び別表6の2に掲げる有機溶剤
- ロ 毒物及び劇物取締法別表1に掲げる毒物、別表2に掲げる劇物及び別表3に掲げる特定毒物
- ハ 消防法別表に掲げる危険物
- ニ その他試験研究に使用する化学物質で、人体の健康及び生活環境に有害な物質

(2)使用場所とは、化学薬品等を取り扱う実験室等の屋内作業所及び屋外作業所をいう。

(3)保管庫等とは、化学薬品等の保管庫及び保管室等をいう。

(適用)

第3条 この規程は、機構の職員(以下「職員」という。)及び機構において化学薬品等を使用するすべての者に適用する。

2 この規程の適用を受ける者は、この規程を守らなければならない。

第2章 組織及び職務

(機構長)

第4条 機構長は、化学薬品等により健康障害と災害の発生を防止に必要な措置の実施について総括する。

2 機構長は、第6条に規定する化学薬品等取扱主任者が同条第3項の規定に基づいて行う助言、勧告を尊重しなければならない。

(所長等)

第5条 研究所の所長、研究施設の施設長、大強度陽子加速器計画推進部長及び管理局長(以下

「所長等」という。)は、その管理下にある化学薬品等の使用場所について、健康障害と災害の発生の防止に必要な措置を講じなければならない。

- 2 所長等は、健康障害と災害の発生の防止のための改善を求められた場合には、速やかに必要な措置を講じ、機構長に報告しなければならない。

(化学薬品等取扱主任者)

第6条 化学薬品等による健康障害と災害の発生の防止について監督を行わせるため、機構に化学薬品等取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を置く。

- 2 取扱主任者は、消防法に基づく危険物取扱者免状甲種の資格を有する職員のうちから機構長が任命する。
- 3 取扱主任者は、化学薬品等による健康障害と災害の発生の防止に必要な措置について、機構長に助言、勧告を行わなければならない。
- 4 主任者の旅行、疾病その他の事故の場合にその職務を代行させるために取扱主任者の代理者を置く。
- 5 取扱主任者の代理者は、危険物取扱者免状甲種の資格を有する職員のうちから機構長が予め任命する。

(化学薬品等取扱責任者)

第7条 化学薬品等による健康障害と災害防止について監督を行わせるため、研究系、共通基盤研究施設及び管理局(以下「研究系」という。)のそれぞれに化学薬品等取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置く。

- 2 取扱責任者は、危険物取扱者免状乙種以上の資格を有する当該研究系等の職員のうち機構長が任命する。
- 3 取扱責任者が、旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるために、必要に応じて取扱責任者の代理者を置くことができる。
- 4 取扱責任者の代理者は、危険物取扱者免状乙種以上の資格を有する 当該研究系等の職員のうちから機構長が任命する。

(使用場所管理責任者)

第8条 取扱場所の管理を行わせるため、使用場所ごとに使用場所管理責任者を置く。

- 2 使用場所管理責任者は、当該研究系等の職員のうちから所長等が選任し、取扱責任者を通じて取扱主任者に通知しなければならない。

(保管庫等管理責任者)

第9条 保管庫等の管理を行わせるため、保管庫ごとに保管庫等管理責任者を置く。

- 2 保管庫等管理責任者は、当該研究系等の職員のうちから所長等が選任し、取扱責任者を通じて取扱主任者に通知しなければならない。

(作業従事者)

第10条 化学薬品等の取扱作業に従事する者は、関係法令及び本規程を遵守するとともに、取扱責任者が職務上必要と認めて行う指示に従わなければならない

(環境安全管理室)

第11条 学薬品等による健康障害と災害の発生の防止のための実務(以下「環境安全管理」という。)を行うため、環境安全管理室(以下「管理室」という。)を置く。

2 管理室の室員は、管理室の業務に関し必要な知識及び技能を有する職員のうちから機構長が任命する。

3 管理室に室長を置き、室員のうちから取扱主任者の意見を得て機構長が任命する。

4 室長は、室員を指揮し、管理室の業務を掌理する。

5 室長は、管理室の業務について年度ごとに報告書を作成し、主任者を經由して機構長に提出しなければならない。

第12条 管理室は、次の業務を行う

(1)主任者の補助

(2)排水監視

(3)作業環境管理

(4)実験系廃棄物の管理

(5)化学薬品等の管理

(6)環境安全管理に関する技術指導、助言

第3章 化学薬品等の入手

第13条 化学薬品等を購入、持込等によって入手しようとする者は、所定の化学薬品等入手願に所要事項を記載のうえ、取扱責任者を經由して取扱主任者に提出し、その承認を得なければならない。

2 化学薬品等を入手した者は、定期的に使用の状況を取扱責任者を經由して取扱主任者に報告しなければならない。

第4章 使用及び作業環境測定

(使用)

第14条 化学薬品等は、使用場所以外で使用してはならない。ただし、取扱主任者が必要と認めた場所においては、この限りではない。

2 化学薬品等を使用する者は、取扱主任者及び取扱責任者の指示に従い安全に十分注意しなければならない。

(作業環境測定)

第15条 使用場所管理責任者は、屋内作業場で以下の各号に示す作業が常時作業として行われる場合には、当該作業場について、厚生労働省告示第65号「作業環境測定基準」に基づく作

業環境測定を行わなければならない。

- (1) 特定化学物質を取り扱う作業
- (2) 有機溶剤を取り扱う作業

第5章 保管

(保管)

第16条 化学薬品等を保管する場合は、保管庫等で行わなければならない。

- 2 保管庫は、壁、床等に固定し、棚から容器が転落するのを防止するための措置を講じなければならない。
- 3 毒物及び劇物は、次のように保管しなければならない。
 - (1) 保管庫は、金属性ロッカー等により専用とし、毒物、劇物以外の化学薬品等とは別に保管すること。
 - (2) 保管庫は、盗難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については保管庫等管理責任者が責任を持って管理すること。
 - (3) 保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるよう毒物については赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字を、劇物は白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示すること。
 - (4) 使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に保管している毒物、劇物の数量を使用簿等と照合して確認し、記録すること。
- 4 危険物を消防法で定める数量以上保管する場合は、指定された保管庫等に保管し、保管庫等における最大貯蔵量を超えて保管してはならない。

(標識)

第17条 化学薬品等の使用場所及び保管庫等の設置場所には所定の標識を掲示しなければならない。

第6章 廃棄

(化学廃液)

第18条 化学薬品等の取扱作業により生じた化学廃液は、指定された分類に従って所定の容器に回収し、処理しなければならない。

(洗浄廃液)

第19条 化学薬品等の取扱作業によって生じた洗浄廃液は、貯留槽又は容器に回収し、処理しなければならない。

(有毒ガス)

第20条 化学薬品等の取扱作業によって生じた有害ガスは、除外装置を通して排気しなければならない。

(有害固形廃棄物)

第21条 化学薬品等の取扱作業によって生じた有害固形廃棄物は、安全な状態で保管し、処理しなければならない。

(処理)

第22条 第18条、第19条及び前条に基づく処理は、実験廃液処理施設において処理しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第23条 機構長は、次の各号の作業に常時従事する者に対し、特定化学物質等障害予防規則第39条及び有機溶剤中毒予防規則第29条に規定する医師による健康診断を行わなければならない。

(1)特定化学物質を取り扱う作業

(2)有機溶剤を取り扱う作業

第8章 緊急時の措置

(緊急時の措置)

第24条 化学薬品等に係る事故、火災その他の災害が発生した場合、又は発見した場合は、次の措置を講じなければならない。

(1)人命の救助を最優先すること

(2)災害の拡大を防止すること

(3)機構長、取扱主任者、取扱責任者及びその他関係者に連絡をとること

第9章 違反者に対する措置

(違反者に対する措置)

第25条 機構長は、本規定等に違反した者に対し再教育を行うなど、実態に応じ適切な措置を講じなければならない。

第10章 雑則

(管理組織)

第26条 この規程に係る管理組織は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

